

# 杉並区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業 補助金交付要綱

令和8年3月30日  
杉並第67122号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の地域移行を促進するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第51条の19に規定する指定一般相談支援事業者及び同法第51条の20に規定する指定特定相談支援事業者に対し、障害者の障害者支援施設又は精神科病院等から地域生活への移行（以下「地域移行」という。）に向けた調整等の業務を行うために必要な費用の一部を補助することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象事業者)

第2条 補助の対象は、別表第1に定める法に基づく障害福祉サービス等を提供する事業者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1) 特定相談連携機能強化支援事業

障害者の地域移行を促進するため、特定相談支援事業者が地域移行に向けた調整等を行う取組

(2) 一般相談連携機能強化支援事業

障害者の地域移行を促進するため、一般相談支援事業者が地域移行に向けた調整等を行う取組

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、補助事業の実施にかかる別表第2の第1欄及び別表第3の第1欄に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第2の第2欄及び別表第3の第2欄に定める補助基準額により算定した額と、前条の規定による補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを各々比較して各々いずれか少ない額を選定し、それらの額の合計額とする。ただし、算定額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の総額は、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、区長が別に定める期日までに、杉並区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、区長宛てに提出するものとする。

(交付決定及び通知)

第7条 区長は、交付申請があったときは、前条に定める申請書等の審査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、杉並区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

2 区長は、前項の決定に必要な条件を付すことができる。

(変更承認申請)

第8条 前条の規定に基づき交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定に係る事業内容を著しく変更する場合には、杉並区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金変更交付申請書（第3号様式）に関係書類を添えて区長宛てに提出し、承認を受けるものとする。

2 区長は、前項の規定による申請書等を受理したときは、申請の内容を確認し、適当と認めるときは変更を承認し、杉並区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により交付決定者に通知する。

(社会福祉法人の交付申請等)

第9条 前3条の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする社会福祉法人にあつては、社会

福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和57年杉並区条例第4号）及び社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和57年杉並区規則第25号）の例によるものとする。

（状況報告等）

第10条 交付決定者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を書面により区長に報告し、その指示を受けるものとする。

（遂行命令等）

第11条 区長は、交付決定者による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、その者の補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付決定者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう命ずることができる。

2 区長は、交付決定者が前項の命令に違反したときは、交付決定者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）

第12条 交付決定者は、補助金にかかる会計年度が終了したときは、速やかに杉並区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金実績報告書（第5号様式）に関係書類を添えて区長宛てに提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第13条 区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告の内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、杉並区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金確定通知（第6号様式）により交付決定者に通知する。

（是正のための措置）

第14条 区長は、前条の規定による審査の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容に適合しないと認めるときは、交付決定者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

（補助金の請求及び交付）

第15条 交付決定者は、杉並区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金交付請求書（第7号様式）を区長宛てに提出するものとする。

2 区長は、前項の請求書が提出されたときは、請求の内容を確認の上、補助金を交付する。

（交付決定の取消し）

第16条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（4）事業の実施内容に不備があると認められたとき。

（5）法令に基づく指導を受けてなお改善がなされていないと認められたとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、杉並区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金交付決定取消通知書（第8号様式）により、交付決定者に通知する。

3 第1項の規定は、第14条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

（補助金の返還）

第17条 区長は、第8条の規定による変更承認を行うに当たり、補助金の交付額を減額する変更を決定した場合において、補助事業の当該変更に係る部分に関し、既に交付決定者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めなければならない。

2 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に交付決定者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 区長は、前2項の規定により補助金の全部又は一部の返還を命じることを決定したときは、杉並区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金返還通知書（第9号様式）により、交付決定者に対し通知する。

(違約加算金及び延滞金)

第18条 区長は、第16条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、交付決定者に対してその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合又は法定利率により計算した違約加算金を納付させることができる。ただし、当該違約加算金の額が100円未満である場合においては、この限りでない。

2 区長は、交付決定者に対し、補助金の返還を命じた場合において、交付決定者がこれを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合により計算した延滞金を納付させなければならない。ただし、当該延滞金の額が100円未満である場合においては、この限りでない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第19条 前条1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付決定者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第20条 第18条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(関係書類の整備)

第21条 区長は、交付決定者に対し、補助金と補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備させ、これを当該事業完了後5年間保管させる。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

(補則)

第23条 この補助金の交付の手続その他の処理については、この要綱に定めるところによるほか、杉並区補助金等交付規則（令和2年杉並区規則第24号）に定めるところによる。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱の実施に関し必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。
- 3 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。
- 4 この要綱の失効前に交付決定された補助金については、この要綱の規定は、前項の規定にかかわらず同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

## 別表第1（第2条関係）

1 事業区分	2 障害福祉サービス
(1) 特定相談連携機能強化支援事業	計画相談支援
(2) 一般相談連携機能強化支援事業	地域移行支援

付記

法77条第3項に基づく地域生活支援事業により実施される障害者相談支援事業として、区が特定相談支援事業者等へ委託により実施する事業は、補助対象外とする

## 別表第2（第4条関係）

特定相談連携機能強化支援事業

1 補助対象経費	2 補助基準額
----------	---------

<p>1 障害者支援施設に入所又は精神科病院に入院している障害者等について、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者を対象に、次の取組を実施する上で必要な経費とする。ただし、他の補助金等の対象経費となるものは除く。</p> <p>(1) 障害者支援施設等に入所中の障害者又は障害児に対して、地域移行に向けた調整を具体的に実施する取組</p> <p>(2) 精神科病院等に入院中の障害者の退院及び地域移行に向けた調整を具体的に実施する取組</p> <p>2 前項の取組を実施する際には、次の点に配慮するものとする。</p> <p>(1) 障害者の心身の状況や置かれている状況及びサービス利用に関する本人意向の把握</p> <p>(2) サービスの利用に関する施設や親族との調整</p> <p>(3) 施設の退所や精神科病院の退院に伴うサービス利用に関する調整</p>	<p>利用者1人当たり12,000円/月（初回報酬算定月以降を除く。）</p> <p>※事業所の所在地に関わらず、杉並区民を対象とする。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------

別表第3（第4条関係）

一般相談連携機能強化支援事業

1 補助対象経費	2 補助基準額
<p>1 障害者支援施設に入所又は精神科病院に入院している障害者等について、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者を対象に、次の取組を実施する上で必要な経費とする。ただし、他の補助金等の対象経費となるものは除く。</p> <p>(1) 障害者支援施設等に入所中の障害者又は障害児に対して、地域移行に向けた調整を具体的に実施する取組</p> <p>(2) 精神科病院等に入院中の障害者の退院及び地域移行に向けた調整を具体的に実施する取組</p> <p>2 前項の取組を実施する際には、次の点に配慮するものとする。</p> <p>(1) 障害者の心身の状況や置かれている状況及びサービス利用に関する本人意向の把握</p> <p>(2) サービスの利用に関する施設や親族との調整</p> <p>(3) 施設の退所や精神科病院の退院に伴うサービス利用に関する調整</p>	<p>利用者1人当たり12,000円/月（初回報酬算定月以降を除く。）</p> <p>※事業所の所在地に関わらず、杉並区民を対象とする。</p>